

2024年5月29日

各 位

オイレス工業株式会社
代表取締役社長 坂入良和
(コード番号 6282 東証プライム)

(問合せ先)
執行役員
企画管理本部長 米山 操
TEL 0466-44-4901

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月29日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月27日開催予定の当社第73回定時株主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

(1) 変更の目的

- ① 2024年1月31日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社は、迅速な経営の意思決定及び業務執行を可能とするとともに、取締役会における議決権等を有する監査等委員である取締役を置くことで取締役会の監督機能の強化をはかり、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役に関する規定の削除をおこなうとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更をおこなうものです。なお、本定款変更は本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。
- ② 当社事業の現状に即し、現行定款第2条（目的）の変更をおこなうものです。（変更案第2条）
- ③ 機動的に株主総会の招集地を定められるようにするため、株主総会の招集地を限定する現行定款第13条第2項の削除をおこなうものです。（変更案第13条）
- ④ 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定の新設（会社法第426条第1項）をおこなうとともに、責任限定契約を締結できる役員の変更に係る規定の新設（会社法第427条第1項）をおこなうものです。なお、これらの新設・変更につきましては、各監査役の同意を得ております。（変更案第27条）
- ⑤ その他、上記の変更に伴う字句の修正をおこなうとともに、文言の整備等所要の変更をおこなうものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日 2024年6月27日（予定）

以上

別紙（定款一部変更の内容）

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>～6. (略)</p> <p><u>7. 損害保険代理業および生命保険代理業</u></p> <p><u>8. 不動産の賃貸および管理</u></p> <p><u>9. 前各号の業務に関連または付帯する一切の事業</u></p> <p>（機 関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>（招 集）</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。</p> <p><u>② 前項により招集される株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地または神奈川県藤沢市において開催する。</u></p> <p>（株主総会決議事項）</p> <p>第16条 当社は、株主総会において、当社の株式の大規模買付行為に関する<u>対応策（買取防衛策）</u>の導入、変更、継続および廃止に関する決議をおこなうことができる。</p> <p>② 当社は、新株予約権無償割当に関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</p>	<p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.</p> <p>～6. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>7. 不動産の賃貸および管理</u></p> <p><u>8. 前各号の業務に関連または付帯する一切の事業</u></p> <p>（機 関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>（招 集）</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>（株主総会決議事項）</p> <p>第16条 当社は、株主総会において、当社の株式の大規模買付行為への<u>対応方針</u>の導入、変更、継続および廃止に関する決議をおこなうことができる。</p> <p>② (現行どおり)</p>

<p>(員 数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第20条 (新設)</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席して、その議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>② 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新設)</p> <p>(任 期) 第21条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を置くことができる。</u></p>	<p>(員 数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 <u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第20条 <u>取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役が予選された場合の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期) 第21条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名のほか、<u>取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。</u></p>
--	---

<p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第25条</u> 取締役の報酬は、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、その細目については、取締役会の定めるところによる。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第26条</u> (新設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長になる。</p> <p>② 代表取締役が複数の場合および代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序による。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集通知)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第25条</u> 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。ただし、その細目については、取締役会の定めるところによる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第27条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役に對し</p>
---	---

<p><u>監査役</u>に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。</p> <p>(新設)</p> <p>② 当社は、<u>取締役会の決議事項</u>について、<u>取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該決議事項</u>を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第30条</u> 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p><u>第31条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第32条</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席して、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>② <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>② <u>前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p>③ 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該提案</u>を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第32条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
---	--

<p>(任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、その細目については、監査役の協議による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、あらかじめ監査役会で定めた監査役が招集する。ただし、必要があるときは、他の監査役も招集することができる。</u></p> <p>② <u>監査役会の議長は、前項によって招集した者がこれにあたる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(招集通知)</p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(決議方法)</p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれをおこなう。</u></p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第39条</u> <u>監査役会</u>に関する事項は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、<u>監査役会の定める監査役会規程</u>による。</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 (略)</p>	<p><u>② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第35条</u> <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、<u>監査等委員会の定める監査等委員会規程</u>による。</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上